

## 主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第 1 請 求

被告は，原告に対し，189万円及びこれに対する平成19年8月22日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

### 第 2 事 案 の 概 要

本件は，銀行である被告に普通預金口座を有し，預金債権を有していた原告が，預金通帳を窃取され，無権限者に対する預金払戻しをなされたとして，被告に対し，預金契約に基づき，払戻しにかかる預金189万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めたところ，被告が，普通預金規定所定の免責約款による免責または債権の準占有者に対する弁済の抗弁（民法478条）を主張し，その支払義務を争った事案である。

- 1 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

#### (1) 預金債権の存在

原告は，被告（銀行業務を営む株式会社）に対し，次のとおりの預金債権を有していた（以下「本件預金」という。）。

口座開設支店 A支店

口座の種類 普通預金

口座番号

口座名義人 原告

平成19年4月24日の取引開始時の口座残高 197万5373円

#### (2) 預金の払戻し

平成19年4月24日、被告のB支店において、本件預金口座から、189万円が払い戻された（以下「本件払戻し」という。）。

(3) 盗難被害

原告は、平成19年4月23日から同月24日までの間に、いわゆるピックアップ盗の被害に遭い（以下「本件盗難」という。）、自宅に保管中であった本件預金通帳を窃取された（甲6ないし9）。

(4) 本件払戻しの請求者

訴外CことD（以下「D」という。）は、上記窃盗犯人グループから本件預金通帳と印鑑を受け取り、その指示に従い、原告になりすまして、本件払戻しの請求手続をした（甲10、以下「本件払戻請求」という。）。

(5) 免責規定

本件預金に関し、普通預金規定には、「払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。」との規定がある（以下「本件免責規定」という。丙4）。

2 争点

本件の争点は、本件払戻しについて、被告の担当者に過失がなかったかどうか（被告が、普通預金規定所定の免責約款により免責されるかどうか、または、本件払戻しが債権の準占有者に対する弁済として有効かどうか）である。

(1) 被告の主張

本件払戻しに使用された払戻請求書（以下「本件払戻請求書」という。）の印影と本件預金口座の届出印鑑（以下「本件届出印」という。）の印影とは、同一印影であり、本件払戻しの印影照合について、担当者に過失はない。

また、本件払戻しについて、払戻請求者が正当な受領権限者でないと疑

うべき特段の事情もなかったから，被告の担当者として，さらに，その状況に応じて，社会通念上期待される確認措置を執るべき注意義務があったものでもない。

## (2) 原告の主張

本件払戻しに使用された本件払戻請求書の印影は，偽造された印鑑によるものであり，本件届出印の印影とは，種々の相違点があったから，被告の担当者が，容易に判別し得る相違点を見落としたことについて，注意義務違反の過失がある。

また，Dが当初押印した印鑑が誤りであったこと，本件預金口座の印鑑届出書の筆跡と本件払戻請求書の筆跡が相違していること，払戻金額が高額であり，残高の大部分であったこと，払戻手続をした支店が口座開設支店ではなかったことなど，本件払戻しについて，払戻請求者が正当な受領権限者でないと疑うべき特段の事情があったから，被告の担当者としては，その状況に応じて，例えば，運転免許証の提示を求めたり，生年月日を尋ねるなど，社会通念上期待される確認措置を執るべき注意義務があったところ，これを怠った過失がある。

## 第3 争点に対する判断

1 後掲各証拠，証人D及び証人Eの各証言，上記前提事実並びに弁論の全趣旨によれば，次のとおり，認めることができる。

(1) 本件盗難において，原告は，本件預金通帳のほか，他の銀行の預金通帳及び郵便貯金通帳を窃取されたが（妻名義の通帳を含め，合計7通），印鑑は，通帳とは別の場所に保管していたので，窃取されていない（甲4，甲6ないし9）。なお，原告が，本件盗難を知ったのは，同年4月27日午後3時ころである（甲8）。

(2) D（昭和38年7月30日生）は，インターネットの闇サイトにアクセスして知り合った，窃盗犯人グループの一員と推測される「F」と称する中国

人の指示に従い、多数回にわたり、不正に他人の預金口座から預金の払戻しをして、その報酬を受けることを繰り返していたところ、平成19年4月24日午前10時30分ころ、名鉄G駅構内の喫茶店で「F」と待ち合わせ、「F」から、原告の本籍、住所、氏名、生年月日などが記載されたメモ用紙、本件預金通帳、「H」の印鑑2本、偽造された運転免許証（原告名が記載されているが、Dの顔写真が表示されているもの）などを渡された。

- (3) 同日、午後1時過ぎころ、Dは、被告のB支店に赴き、まず、ATMで、本件預金通帳の記帳をし、預金残高を確認した後、携帯電話でこれを「F」に報告し、「F」から払戻金額の指示を受け、これに従い、払戻しを2口に分け、払戻請求書2通（金額127万円のものとは62万円のもの、丙1及び2）を記載し、「H」の印鑑を押捺して、これらと本件預金通帳とを担当者窓口に出した。
- (4) 被告の同支店の窓口担当者であったE（以下「E」という。）は、平成7年に被告に入行し、約10年の銀行窓口業務の経験がある。上記のとおり、Dが提出した払戻請求書2通について、Eは、まず、1通の払戻請求書について、口座番号の記載中、数字を書き間違えた後になぞったような記載部分があったことから、これを正しく記載し直すように求め、さらに、押捺された印影と印鑑照会機（丙5の1及び2）の画面上に映し出された本件届出印との照合を行ったところ、2通とも印影が異なっていたので、Dに対し、「御印鑑が違います。」と述べて、その旨を指摘した。
- (5) Dは、Eの指摘に対し、「あっ、すみません。」と述べて、Eの目の前で、ポケットから直ぐに別の印鑑を取り出し、本件払戻請求書2通に押捺し直したので、Eは、再度、印鑑照会機で、本件届出印と慎重に照合し、本件払戻請求書の印影を真ん中で半分に折り、画面上の本件届出印の印影を重ねたりして確認し、印影が一致している旨の判断をした。そして、被告においては、100万円を超える金額の払戻しの場合は、出納係が管理する本出納機から

出金することとされているため、預金役席のベテラン行員であるI調査役に、本件払戻請求書及び本件預金通帳が回付され、同調査役が再度、印影照合を行った後、同日午後1時32分ころ、出金が行われた。なお、本件払出しの3日前である平成19年4月21日には、自動預金機（B支店取扱）から2口合計80万円が、本件口座から出金されている（甲3）。

(6) Eは、原告の従前の取引内容を確認し、ATMによるものが多かったことから（甲3）、印鑑の押し間違いもあり得るものと考え、印鑑照会機で、本件届出印との照合を行う際、原告の個人情報を合わせて確認し、生年月日が「昭和43年12月1日生」と記載されていることとDの外観から推測される年齢とが一致することや、a市内の住所地からはB支店が最寄りであるが、勤務先が「J高校」と記載されているところから、職場の最寄りのA支店を口座開設支店としたものと推測されることなどを確認した。なお、2口に分けて出金することについては、使途の必要上、時々あることであったから特に気にせず、払出額が本件預金の大半であることについても、数日前にも自動預金機から多額の出金があることや、本件払戻しの後も約8万5000円の残高が残ることなどから、不審の念を抱くことなく、Eは、Dに対し、本人確認のための質問等を重ねてする必要はない旨判断した。

2 一般に、金融機関の担当者が、受領権限を有すると称する者からの払戻請求に応じて預金を払い戻した場合、金融機関として相当の注意義務を尽くしたことにより、払戻請求者に正当な受領権限があると信じたことに過失がないと認められるときは、債権の準占有者に対する弁済として、当該払戻しは有効と解される（民法478条）、過失がないと認められるかどうかの判断については、払戻請求者に正当な受領権限がないと疑うべき特段の事情がない限り、払戻請求書に押捺した印影と届出印の印影を照合して、社会通念上、金融機関として期待される業務上の相当な注意をもってその同一性を確認すれば足りるが、上記特段の事情がある場合には、その具体的状況に応じて、印影照合に加

えて、社会通念上期待される相当な確認措置を執る必要があるというべきであり、これを怠ったときは、払戻請求者に正当な受領権限があると信じたことについて過失がある解するのが相当である（なお、本件免責規定による免責の要件としても、同様に解されるべきである。 ）。

- 3 本件において、上記1の認定事実によれば、本件払戻請求書に押捺された印鑑は、本件盗難により、同時に窃取された原告の郵便貯金通帳に表示されていた副印鑑に基づいて、偽造された印鑑であることが強く窺われる。しかしながら、丙1ないし3、乙9の1ないし8、上記認定事実を総合すると、本件払戻請求書の印影は、本件届出印の印影と酷似していることが認められるから、被告の担当者は、社会通念上、金融機関として期待される業務上の相当な注意をもってその同一性を確認したと認めるのが相当である。

原告は、本件払戻請求書の印影と本件届出印の印影とは、種々の相違点があるとして、被告の担当者が、容易に判別し得る相違点を見落としたことについて、注意義務違反の過失がある旨主張するが、丙1ないし3、乙9の1ないし8から窺える上記印影の相違点の内容及び程度は、押印時における着肉量、押圧力、押圧台等の使用条件の違いの影響によって生じ得る範囲内のものに過ぎないと認めるのが相当であって、本件払戻請求書の印影が偽造印によるものであったとしても、真正印との識別は極めて困難であったというべきであるから、上記主張は採用し難く、他に上記認定判断を左右する証拠はない。

- 4 また、上記1の認定事実のとおり、Dが、当初、本件払戻請求書に押捺した印鑑が間違いであったことについて、証人Eは、銀行の預金通帳の副印鑑が廃止された後は、同様の間違いが時々あった旨証言すること、丙1ないし3によれば、本件預金口座の印鑑届出書の筆跡と本件払戻請求書の筆跡が著しく相違するものとは認め難いこと、本件払戻しの金額が高額であり、本件預金の残高の大部分であったことや払戻しをしたB支店が口座開設支店ではなかったことなどについても、上記1の認定事実を照らすと、特に不自然な状況が窺える

ものでもないことなどを総合すると、本件払戻しにおいて、払戻請求者であるDに正当な受領権限がないと疑うべき特段の事情があったとまでは認め難い。

したがって、本件払戻しにおいて、Eには、被告の担当者として、上記の印影照合に加えて、さらに、Dに対して、何らかの確認措置を執る必要があったと認めることもできない。

- 5 以上によれば、被告は、金融機関として相当の注意義務を尽くしたことにより、払戻請求者に正当な受領権限があると信じたことに過失がなく、本件払戻しは有効というべきであるから、被告の抗弁（債権の準占有者に対する弁済）は理由があり、原告の請求は理由がない。